

# 第 8 章

---

---

## 特定共同住宅等

---

---

特定共同住宅等

第 1	用語定義	1
第 2	共住省令	2
第 3	位置・構造告示	3
第 4	構造類型告示	20
第 5	共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について	34
第 6	共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準について	35
第 7	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準について	36
第 8	特例基準	38

# 特定共同住宅等

## 第1 用語の意義

この章における用語の意義は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。）第2条、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）第2、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号。以下「構造類型告示」という。）第2、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第18号。以下「告示第18号」という。）第2及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第19号。以下「告示第19号」という。）第2の規定並びに閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第1）の例によるほか、次による。

- 1 共住省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等は、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（共住省令第2条第1号に規定するものを除く。）で、令第8条の規定により他の用途に供される部分と区画された同表(5)項口に掲げる防火対象物も含まれるものであること
- 2 共住省令第2条第1号の3に規定する特定福祉施設等は、同号イ又はロに掲げる部分で、規則第12条の2第1項及び第3項に規定する構造を有するもの並びに第13条第1項第1号及び第3項第11号に規定する部分以外の部分をいう。

また、共住省令第2条第1号の3ロには、令別表第1(6)項口(5)に掲げる用途に供される部分（規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のもの）で、当該部分と同表(6)項口(5)に掲げる用途に供される部分（規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの）との床面積の合計が、275平方メートル以上となる同表(6)項口(5)に掲げる用途に供される部分（規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のもの）も含むものであること

- 3 共住省令第2条第2号に規定する住戸等には、次のものも該当する。
  - (1) 電気室（制御盤等が設けられており、人が内部に入って作業を行うEPS等も含む。）
  - (2) ゴミ置場
  - (3) 受水槽室

- (4) ポンプ室
  - (5) 共用部分に設ける4平方メートル未満の独立した1住戸専用のトランクルーム以外のトランクルーム
- 5 共住省令第2条第3号に規定する共用室には、次のものも該当する。
- (1) キッズルーム
  - (2) ゲストルーム
  - (3) カラオケルーム
  - (4) シアタールーム
- 6 共住省令第2条第4号に規定する共用部分には、次のものも該当する（外気に開放されたバルコニーその他これらに類するものは除く。）。
- (1) 外気に開放された廊下、階段等
  - (2) エントランスホール内に設ける室の形態を有さない談話スペース等
  - (3) 共用部分に設けられたトイレ等
  - (4) 配管ピット等

## 第2 共住省令

- 1 メゾネット型住戸等の取り扱いについて  
メゾネット型の住戸等（1の住戸等の階数が2以上であるものをいう。）の階の算定にあつては、当該住戸等を1の階と取り扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。
- 2 住宅用消火器の設置について▲  
共住省令第3条第3項第1号イの規定により、住戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置することとされているが、規則第6条の規定に従い住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20メートル以下となるように共用部分に消火器を設置すれば、住宅用消火器を設置しないことができる。
- 3 直接外気に開放されていない共用部分について  
共住省令第3条第3項第3号ニ(ハ)に規定する「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に面する部分から、おおむね5メートル以上離れた部分を含むものであること。
- 4 独立した用途に供される部分の取り扱い  
取扱基準1.(2)に定める「独立した用途に供される部分」に該当する部分については、住戸とみなして共住省令の規定を適用しても差し支えないものであること。この場合において、当該部分は、床面積150平方メートル以内ごとに防火区画されていること。
- 5 内装制限の範囲について

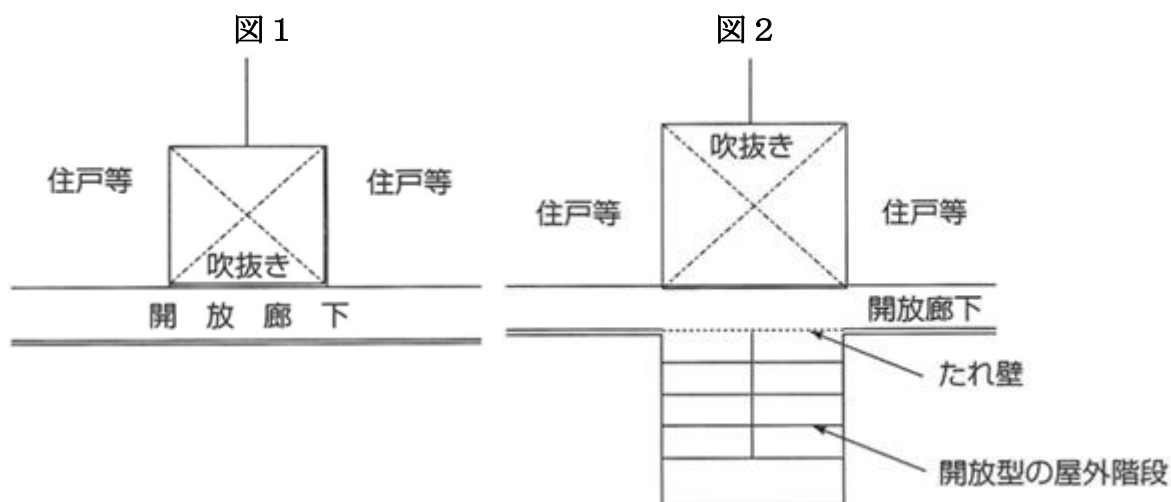
共住省令第3条第4項第1号イに規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とする室の範囲は、居室及び収納室（4平方メートル以上のもの）とする。

### 第3 位置・構造告示

#### 1 光庭について

位置・構造告示第2第6号の光庭は、「その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものにより囲まれている」ことを要件としているが、その周囲の一部が部分的に開放されていても、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合にあつては、光庭として取り扱うものとする。

なお、図1及び図2に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きにあつては、位置・構造告示第2第8号に規定する特定光庭には該当しないものであること。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端からはり、たれ壁等の下端までの高さは1メートル以上必要であること。



#### 2 特定共同住宅等の共住区画について

##### (1) 共住区画を形成する床又は壁の構造

位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは、住戸等と住戸等又は共用部分の間を耐火構造の床又は壁により防火区画することをいうものであり、建基令第107条第1号に定める耐火構造に求められる耐火性能を有し、かつ、堅ろうかつ容易に変更できない構造を有するもので次に示す構造をいうものであること。

##### ア 鉄筋コンクリート造

- イ 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ウ 壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)
- エ 軽量気泡コンクリート造
- オ 補強コンクリートブロック造
- カ 住戸等と住戸等又は共用部分との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの(以下「乾式壁」という。)のうち、次により適切な施工管理体制が整備されているもの。
  - (ア) 施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、施工実施者に周知されていること。
  - (イ) 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。
  - (ウ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
- キ アからカまでに示すもののほか、堅ろうかつ容易に変更できない構造であると認められるもの。

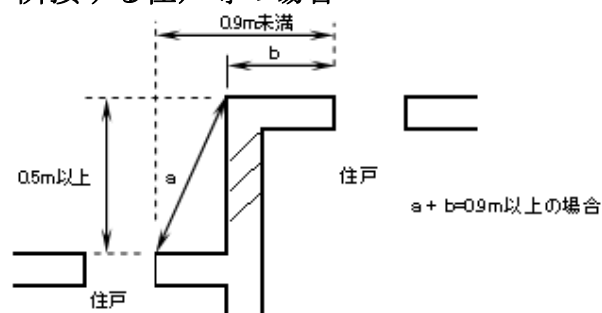
(2) 住戸等の外壁に面する開口部

住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第3第3号(2)に規定するもののほか次のとおりとする。

ア 住戸等の外壁に面する開口部とは、屋内、屋外を問わずいうものであること。▲

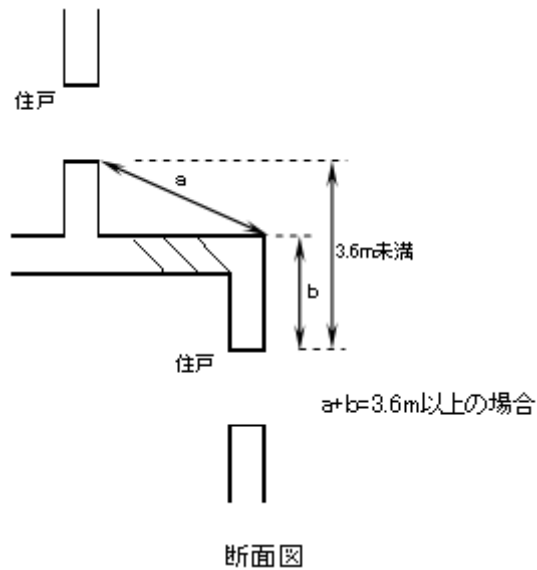
イ 次の(ア)及び(イ)に示す、住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」に適合するものであること。

(ア) 隣接する住戸等の場合

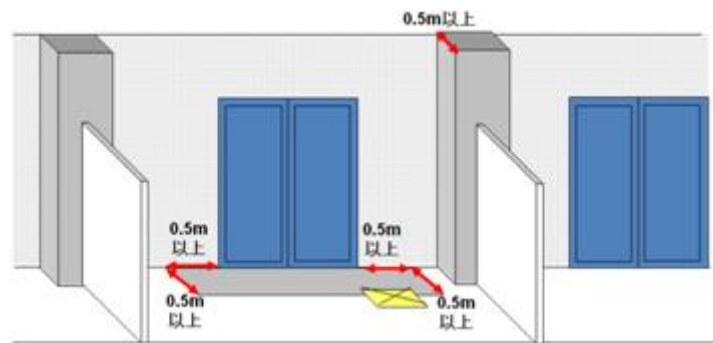


平面図

(イ) 上下に位置する住戸等の場合



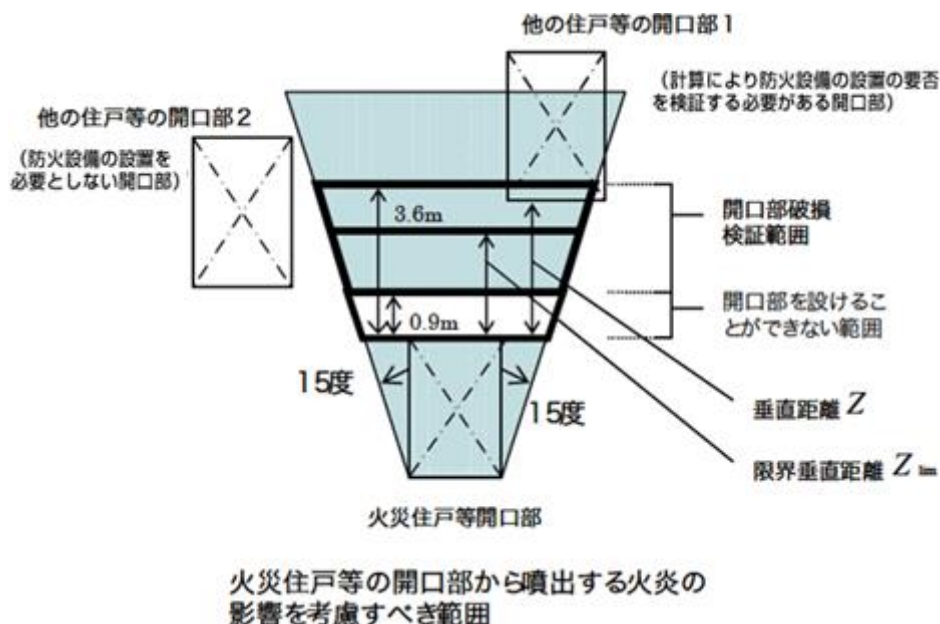
ウ バルコニー等に面する開口部の両端から側方 0.5メートル以内となる範囲及び当該開口部の前面から 0.5メートル以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年消防庁告示第2号)第8第5号の規定に適合するものである場合は、当該部分を含めて耐火構造のひさしとみなす。



エ 位置・構造告示第3第3号(2)に規定する、上下の位置関係にある開口部とは、水平方向は開口部の左右両端より 0.9メートル、垂直方向は開口部の上端より 3.6メートルまでの範囲の開口部をいうものであること。

オ 位置・構造告示第3第3号(2)ロに規定する、住戸等への延焼防止措置については、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部

が次に定める基準に適合しているものをいうことができるものであること。



- (ア) 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けられないことができること。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。
- (イ) 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が3.6メートル以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部0.9メートルの範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離 $Z$ が、次の①から⑥までの手順により求めた限界垂直距離 $Z_{lim}$ より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（図3中の開口部1をいう。）に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径0.15メートル以下のもの又は開口部の面積が0.01平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。



- ① 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。

$$\Delta T = T_{lim} - 293 \dots \dots \text{式(1)}$$

$\Delta T$  は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差  
(単位ケルビン。以下同じ。)

$T_{lim}$  は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度  
(単位ケルビン。以下同じ。)

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373ケルビン
フロートガラス(飛散防止フィルム付)	423ケルビン
複入りガラス	673ケルビン

※ 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

- ② 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径(当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。)を次式により求めること。

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}} \dots \dots \text{式(2)}$$

$r_0$  は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径(単位メートル。以下同じ。)

$A$  は、火災住戸等の一の開口部の面積(開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。単位 平方メートル。以下同じ。)

$\pi$  は、円周率

- ③ 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H} \dots \dots \text{式(3)}$$

Q は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）

H は、火災住戸等の一の開口部の高さ（火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位メートル。以下同じ。）

- ④ 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値 $\Theta$  を次式により求めること。

$$\Theta = 16.09 \Delta T r_0^{5/3} / (Q T_{lim})^{2/3} \dots \dots \text{式(4)}$$

- ⑤ 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離  $Z_t$  を $\Theta$ の値に従い、次のA又はBの式により求めること。

A ④により求められる $\Theta$ の値が0.35以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05 r_0}{\Theta} \dots \dots \text{式(5)}$$

$Z_t$  は、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離（単位メートル。以下同じ。）

B ④により求められる $\Theta$ の値が0.35より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^{-3} r_0}{\Theta^7} \dots \dots \text{式(6)}$$

- ⑥ 限界垂直距離  $Z_{lim}$  は、⑤で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離  $Z_t$  と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さ  $Z_{lm}$  のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離が  $Z_{lim}$  より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

$$Z_{lm} = 2.39 H \dots \dots \text{式(7)}$$

(3) 住戸等と共用部分を区画する壁

住戸等と共用部分を区画する壁に設ける開口部は、位置・構造告示第3第3号(3)に規定するもののほか次のとおりとする。

ア 高齢者等向けの住戸が設けられる特定共同住宅等で、当該住戸が次に適合する場合は、位置・構造告示第3第3号(3)イの規定によらず、

当該住戸の主たる出入口に設けられる扉については、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものとしなければならない。▲

(ア) 当該住戸は避難階に存していること。

(イ) 当該住戸の主たる出入口以外の出入口から、直接又はバルコニーを経て屋外に避難できること。

イ 地下に設けるポンプ室、電気室、機械室その他これらに類する室について、主たる出入口に防火措置を講じたマシンハッチ等とした場合、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものとしなければならない。

▲

ウ 随時開くことができる自動閉鎖装置付きの主たる出入口について、当該出入口に給排気のための換気口（自動閉鎖機能があるものを含む）を設けた場合は、随時開くことができる自動閉鎖装置付きに該当しないものであること。

エ 位置・構造告示第3第3号(3)イ(ハ)の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、換気口等を設ける部分が、第2.2の「直接外気に開放されていない共用部分」をいうものであること。

オ ゴミ置場、電気室、機械室その他これらに類する室にあつては、位置・構造告示第3第3号(3)ハの規定によらず、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸である場合は4平方メートル以下とすることができる。なお、ゴミ置場の閉鎖機構については、煙感知器連動閉鎖式でも差し支えないこと。

また、ゴミドラム室にあつては、煙感知器連動閉鎖式のシャッター（特定防火設備である防火戸に限る。）を設置した場合は、当該シャッターの面積は問わないものとする。▲

#### (4) 共住区画を貫通する配管等▲

共住区画を貫通する配管等は、位置・構造告示第3第3号(4)に規定するもののほか次のとおりとする。

ア 配管ピットに敷設される配管等の用途が給排水及びこれに付属する通気管のみである場合は、位置・構造告示第3第3号(4)ホの規定によらないことができる。

イ 位置・構造告示第3第3号(4)ホ(イ)に規定する建基令第129条の2の5第1項第7号ロの規定に適合するものは、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件（平成12年建設省告示第1422号）の表によること。なお、当該表に規定する外径未満の給水管等について、JISに適合した硬質塩化ビニル管（VP管（肉厚管）に限る。）であれば、当該表中の肉厚に満たなくて

も、建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号ロの規定に適合しているとみなして取り扱うことができること（J I S 一覧表参照）

「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件」

（平成 12 年建設省告示第 1422 号）

給水管等の用途	覆いの有無	材 質	肉厚 (mm)	防火構造 (mm)	30分耐火構造 (mm)	1時間耐火構造 (mm)	2時間耐火構造 (mm)
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5以上	90	90	90	90
			6.6以上	115	115	115	90
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5以上	90	90	90	90
排水管及排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1以上	61	61	61	61
			5.5以上	90	90	90	61
			6.6以上	115	115	90	61
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5以上	90	90	90	90
			6.6以上	115	115	115	90
			7.0以上	141	141	115	90

建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号ロの規定に基づく適合表（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）

配管種別		防火構造		
		30分間	1時間	2時間
給水管		VP75 JIS K 6741, JIS K 6742		
		VP100 JIS K 6741, JIS K 6742		
配電管		VP75 JIS K 6741, JIS K 6742		
排水通気管	覆いなし	VP50 JIS K 6741, JIS K 6742		
		VP75 JIS K 6741, JIS K 6742		
		VP100 JIS K 6741, JIS K 6742		
	覆いあり	VP75 JIS K 6741, JIS K 6742		
		VP100 JIS K 6741, JIS K 6742		
		VP125 JIS K 6741	VP100 JIS K 6742	

参考：J I S 一覧表

呼径(A)	水道管 VP:JIS K 6742		一般管 VP:JIS K 6741		薄肉管 VU:JIS K 6741	
	外径(mm)	肉厚(mm)	外径(mm)	肉厚(mm)	外径(mm)	肉厚(mm)
13	18	2.5				
16	22	3				
20	26	3				
25	32	3.5				
30	38	3.5				
40	48	4	48	3.6	48	1.8
50	60	4.5	60	4.1	60	1.8
65	76	4.5	76	4.1	76	2.2
75	89	5.9	89	5.5	89	2.7
100	114	7.1	114	6.6	114	3.1
125	140	7.5	140	7	140	4.1
200			216	10.3	216	6.5

ウ 耐火構造の壁及び床に、2メートル以上打ち込まれた電気配線については、位置・構造告示第3第3号(4)ホに適合しているものとみなして取り扱うことができること。

エ 位置・構造告示第3第3号(4)への「配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。」とは、配管等と可燃物との間に15センチメートル以上の距離を保つことをいうものであること。

また、「当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、配管等の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火することがないもの又は発火することがないように、厚さ25ミリメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆等の措置を講じること等をいう。

### 3 特定光庭の基準等について

#### (1) 光庭に面する開口部が受ける熱量

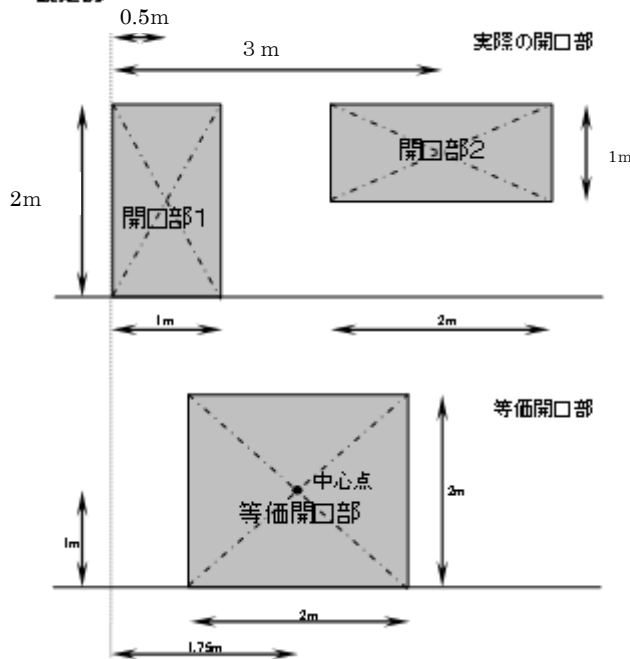
位置・構造告示第4第1号(1)の「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」は、次のアからオまでの手順により求めること。

ア 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等

「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、イからオまでの手順により受熱量を求め合計すること。適用例を図3に示す。

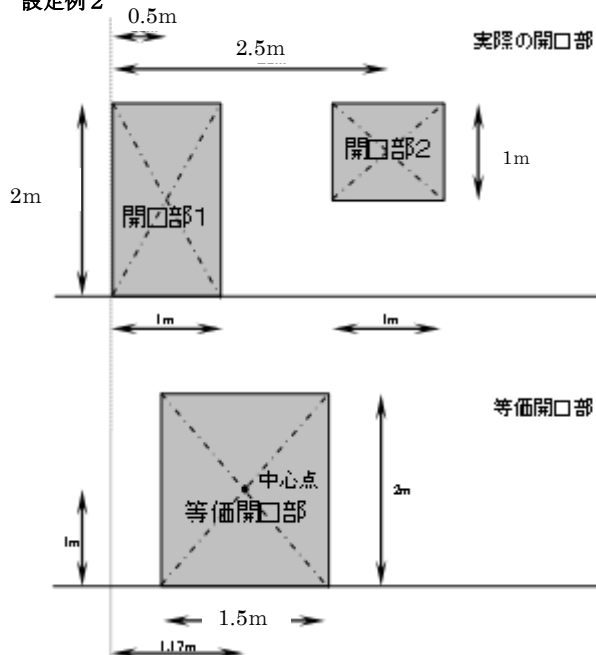
なお、等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置とすること。設定例については次に示す。

**設定例**



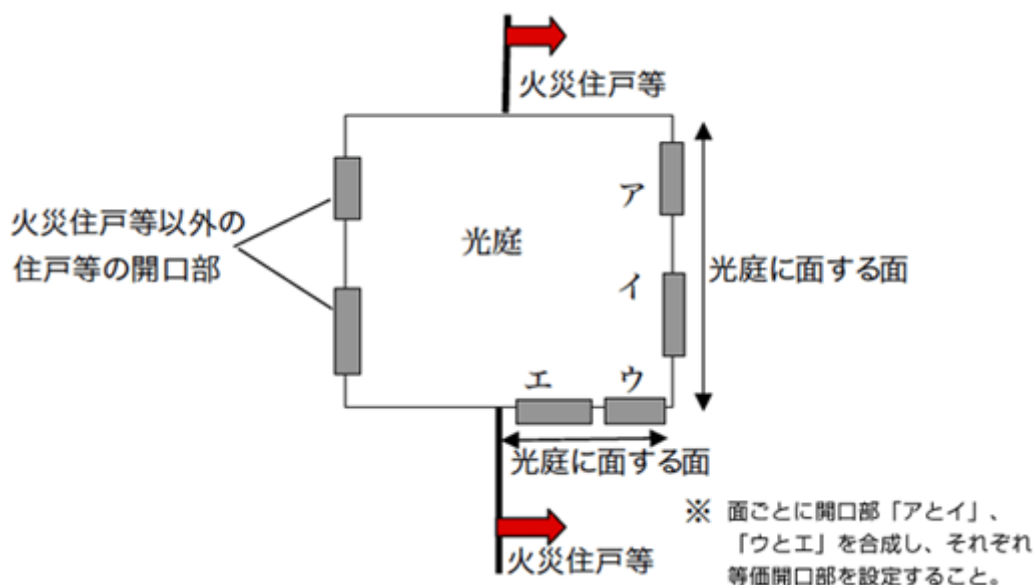
- 等価開口部の求め方
- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ: 2m
  - ② 面積は開口部1、2の面積の合計: 4㎡
  - ③ 従って、幅は2m
  - ④ 中心位置は面積重心:  
左破線を基準として面積重心を求めると  
 $2.0 \times 0.5$ (開口部1)  
 $+ 2.0 \times 3.0$ (開口部2)  
 $= 4.0 \times L$ (等価開口部)  
 となることから左破線より右側にL=1.75m(高さ1m)が中心点となる。

**設定例 2**



- 等価開口部の求め方
- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ: 2m
  - ② 面積は開口部1、2の面積の合計: 3㎡
  - ③ 従って、幅は1.5m
  - ④ 中心位置は面積重心:  
左破線を基準として面積重心を求めると  
 $2.0 \times 0.5$ (開口部1)  
 $+ 1.0 \times 2.5$ (開口部2)  
 $= 3.0 \times L$ (等価開口部)  
 となることから左破線より右側にL=1.17m(高さ1m)が中心点となる。

図 3



イ 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さを次式により求めること。

$$L = 1.52H_x \dots \dots \text{式(8)}$$

L は、等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位 メートル。以下同じ。）

$H_x$  は、等価開口部の高さ（単位 メートル）

ウ 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。

$$S = LW \dots \dots \text{式(9)}$$

S は、等価開口部から噴出する熱気流の面積（単位 平方メートル。以下同じ。）

W は、等価開口部の幅（単位 メートル）

エ 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。（図 4 参照）

$$F = \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S \dots \dots \text{式(10)}$$

F は、受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。（F が 1 を超える場合にあっては  $F = 1$  とする。以下同じ。）

$\beta_1$  及び  $\beta_2$  は、受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面

の中心点を結んだ線のなす角度（単位 ラジアン）

$\pi$  は、円周率

$d$  は、受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位メートル）その適用例を図5及び図6に示す。

図4

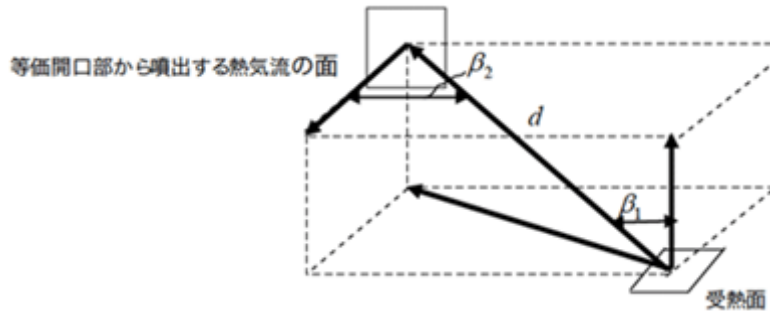
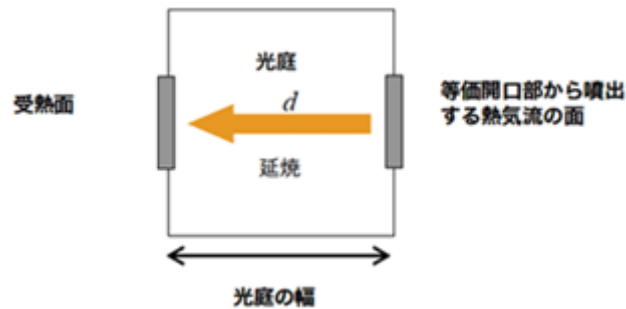


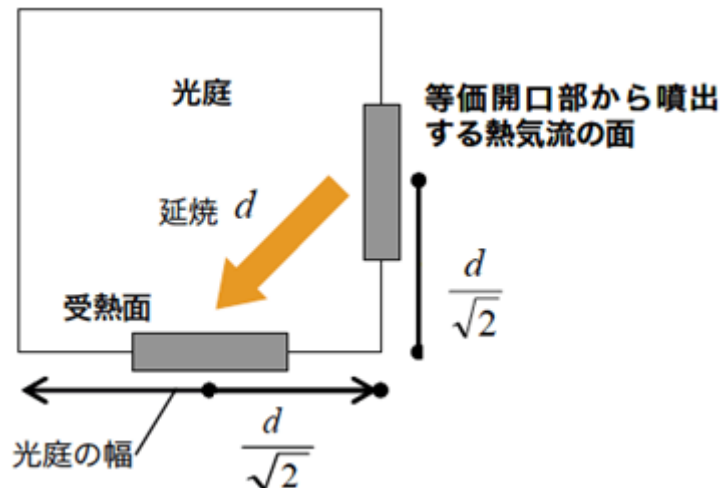
図5



光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、

$\beta_1$ 及び $\beta_2$ は0ラジアンとなり、 $F = S / \pi d^2$ （ただし、 $F \leq 1$ ）となる。・・・式(11)

図6





「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合  $\beta_1$  及び  $\beta_2$  は  $\pi/4$  ラジアンとなり、 $F = S / 2\pi d^2$  (ただし、 $F \leq 1$ ) となる。・・・式(12)

※  $1^\circ = \frac{\pi}{180}$  ラジアン

オ 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を次式により求めること。

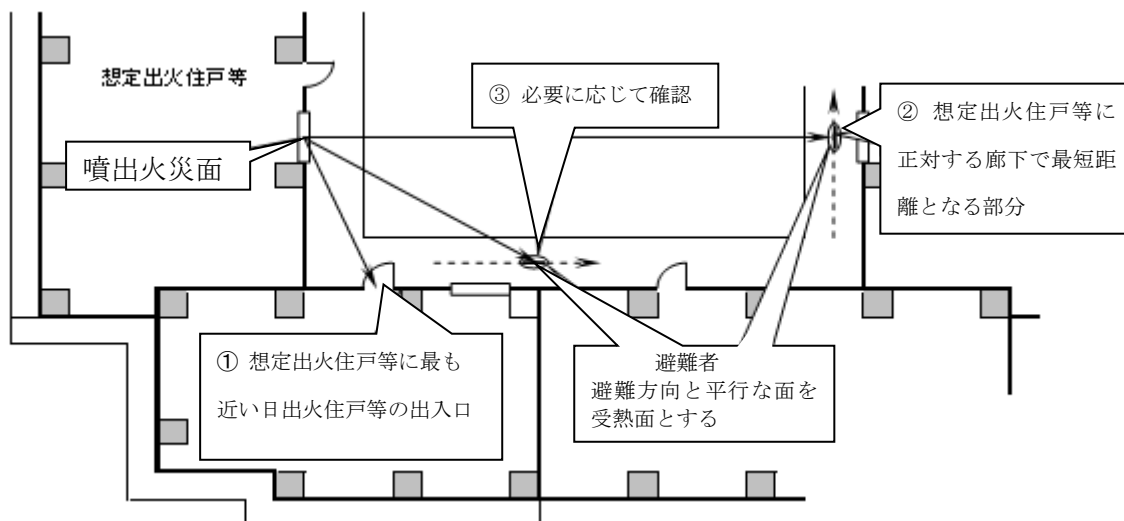
$q = 100F$  ……式(13)

q は、等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量 (単位 キロワット毎平方メートル)

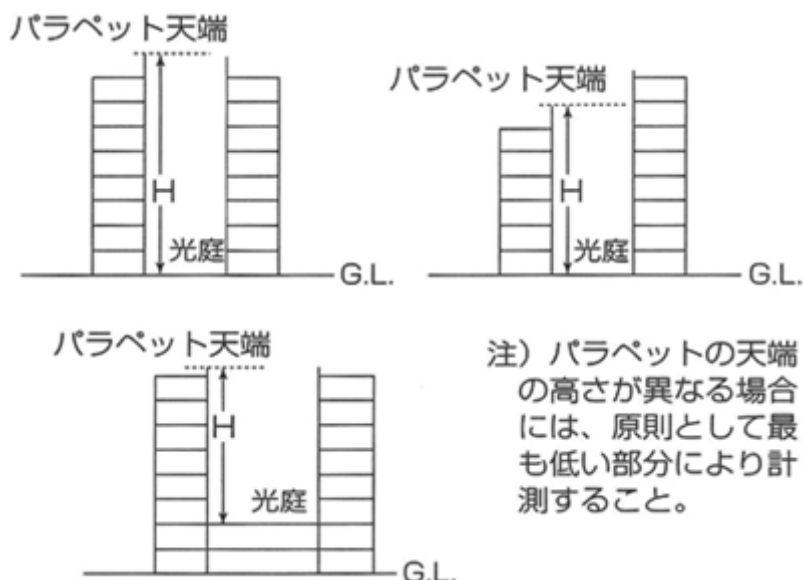
(2) 避難光庭について

ア 位置・構造告示第4第1号(2)イの「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」は、前号アからオまでの手順の例により求めること。

なお、避難光庭に面する廊下を経由して避難する者が受ける熱量の算定において、受熱面(避難者)と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、①想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分までの距離②想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部分までの距離③受熱量が大きくなると想定される廊下中央部分までの距離等を想定するものであること。



イ 位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の避難光庭の高さは、次図の例により、計測すること。

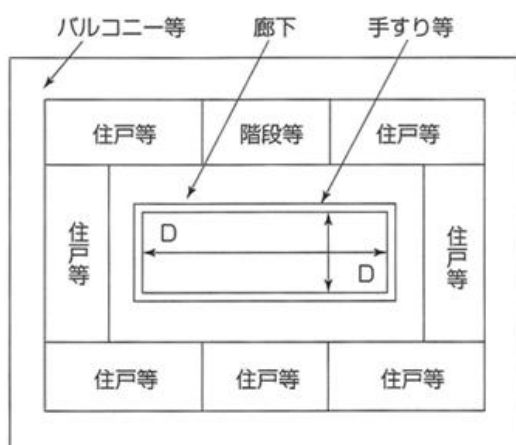


ウ 位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の「避難光庭の幅」は、次図の例により計測すること。この場合、2つのDが存するが、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方を「避難光庭の幅」とすること。

なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方のDにおいて計算をすること。

また、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)ロ(ロ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。

従って、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向(対向壁面の方向)で計測する必要があること。



エ 位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ロ)の「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」については、次の(ア)から(ウ)までの手順により求めること。

(ア) 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q_x = 400A_x \sqrt{H_x} \dots \dots \text{式(14)}$$

$Q_x$ は、等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度(単位 キロワット。以下同じ。)

$A_x$ は、等価開口部の面積(単位 平方メートル)

(イ) 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下同じ。)を次式により求めること。

$$r = 100 \frac{S_a}{S_t} \dots \dots \text{式(15)}$$

$r$ は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(単位 パーセント)

$S_a$ は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積(単位 平方メートル)

$S_t$ は、避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積(単位 平方メートル)

(ウ) 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。

$$\Delta T = 2.06\alpha \frac{Q_x^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}} \dots \dots \text{式(16)}$$

$\Delta T$ は、避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度(単位 ケルビン)

$\alpha$ は、次式により求められる値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66} \dots \dots \text{式(17)}$$

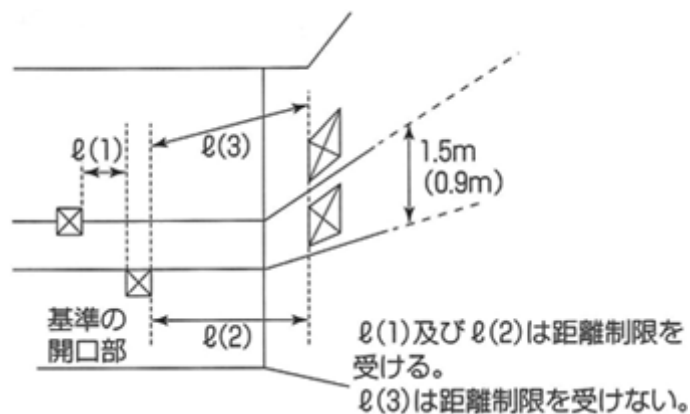
$D$ は、避難光庭の幅(単位 メートル)

(3) 特定光庭に面して設ける開口部

特定光庭に面する開口部及び当該光庭に面する特定共同住宅等の住戸等に設ける給湯湯沸設備等は、位置・構造告示第4第2号に定めるもののほか、それぞれ次によるものとする。

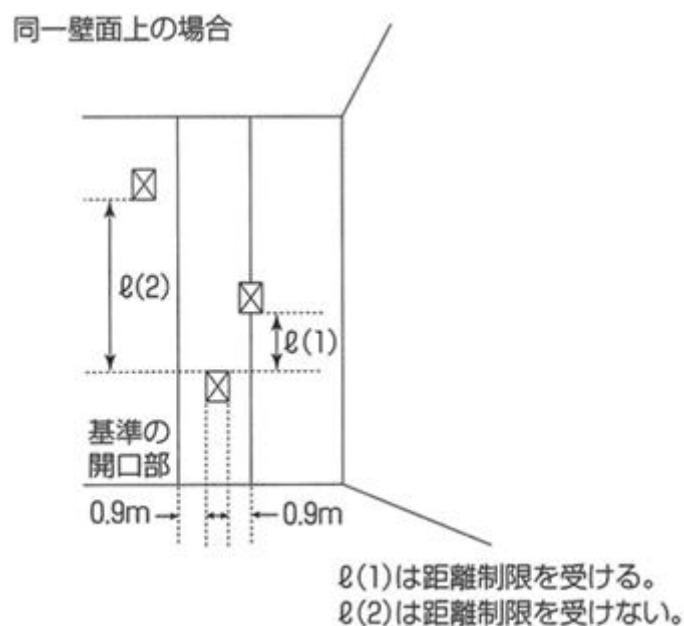
ア 異なる住戸等間の水平距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ロの「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、次図の例により、計測すること。

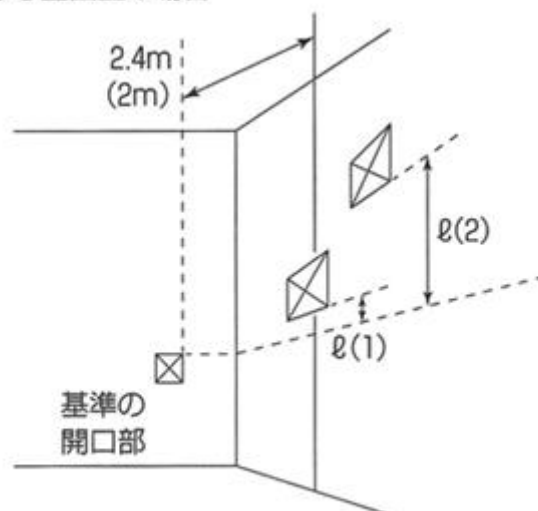


イ 異なる住戸等間の垂直距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ハの「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、次図の例により、計測すること。



異なる壁面上の場合



ℓ(1)は距離制限を受ける。  
ℓ(2)は距離制限を受けない。

- ウ 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の措置について  
位置・構造告示第4第2号(3)口の「防火上有効な措置」とは、次の(ア)及び(イ)の措置をいうものであること。
- (ア) 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。
- ① ガスの消費量が、70キロワット以下であること。
  - ② 一の住戸の用に供するものであること。
  - ③ 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。
  - ④ 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。
  - ⑤ 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。
- (イ) 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。
- ① 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部との隙間を不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。
  - ② ①の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

## 第4 構造類型告示

### 1 二方向避難型特定共同住宅等について

構造類型告示第3に規定する「二方向避難型特定共同住宅等」については、それぞれ次によること。

(1) 構造類型告示第3第1号の「避難上有効なバルコニー」とは次のアからウに定める基準に適合しているものであること。

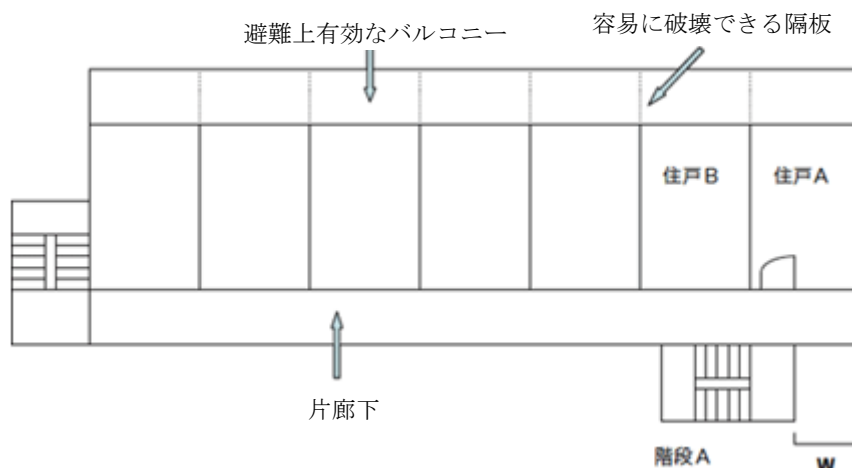
ア 直接外気に開放されていること。

イ 避難上支障のない幅員及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。

なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合に、80センチメートルから90センチメートル程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

ウ 他の住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下第5について同じ。）の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続されていること、若しくは避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋に限る。）が設置されていること。

(2) 構造類型告示第3第2号(1)の「階段室等は廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、次図の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に接する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。この場合、階段Aの入口（降り口）が住戸Aに面していることが必要であること。



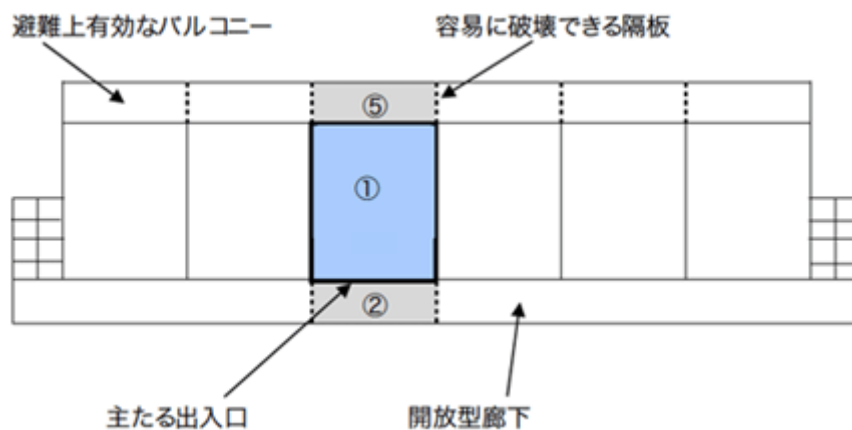
(3) 構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」とは、それぞれ次によること。

ア 次の①から⑤に定める部分は「避難経路」として、利用できないものであること。

なお、適用例を図7から図9までに示す。

- ① 火災住戸等
- ② 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあつては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分
- ③ 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあつては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分
- ④ 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等
- ⑤ 火災住戸等のバルコニー

図7



※ 網掛けの部分は「避難経路として利用できない部分」をいう。(図8及び図9において同じ。)

図 8

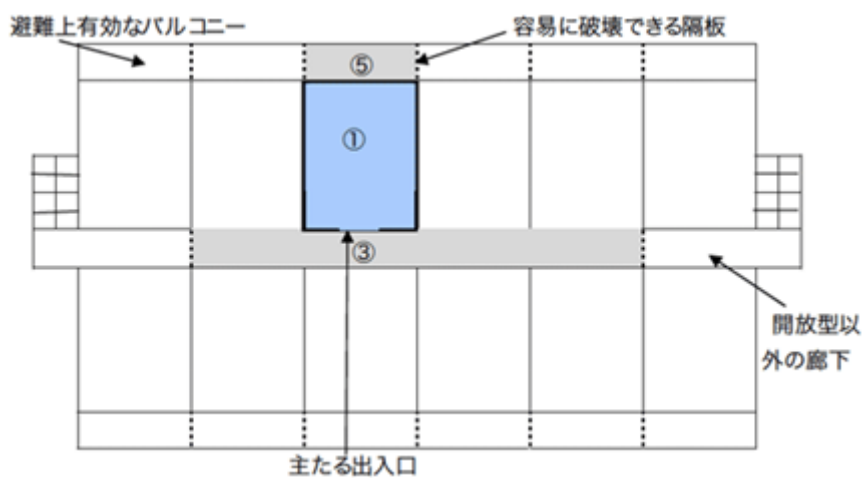
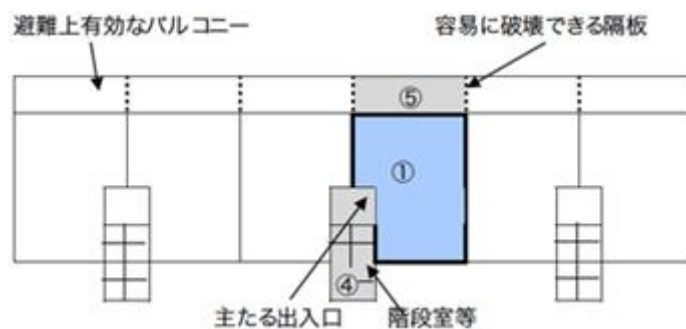
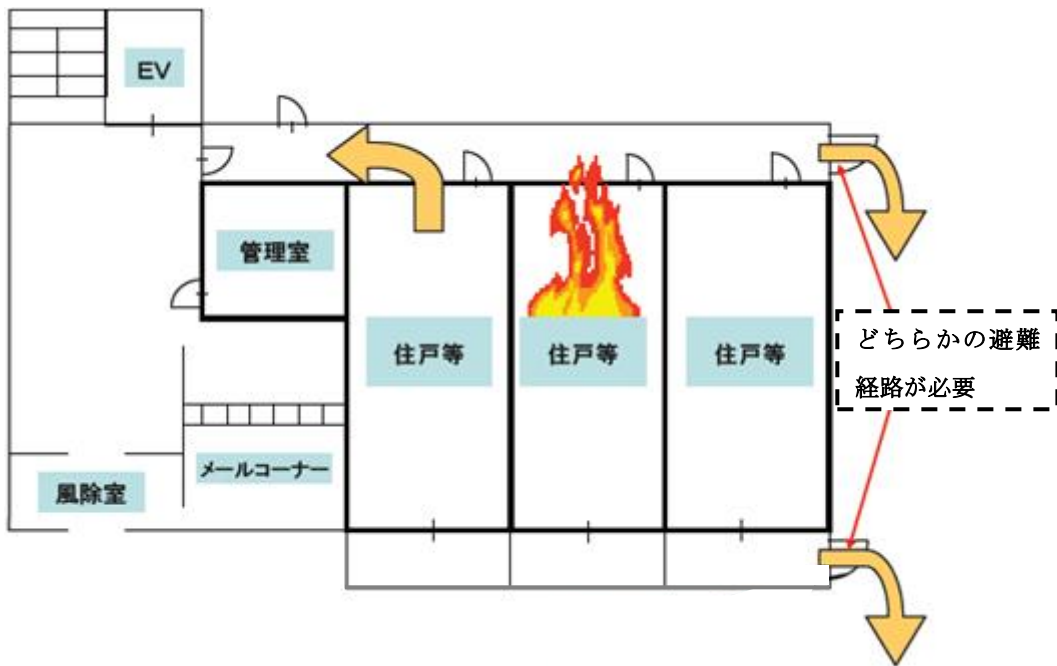


図 9

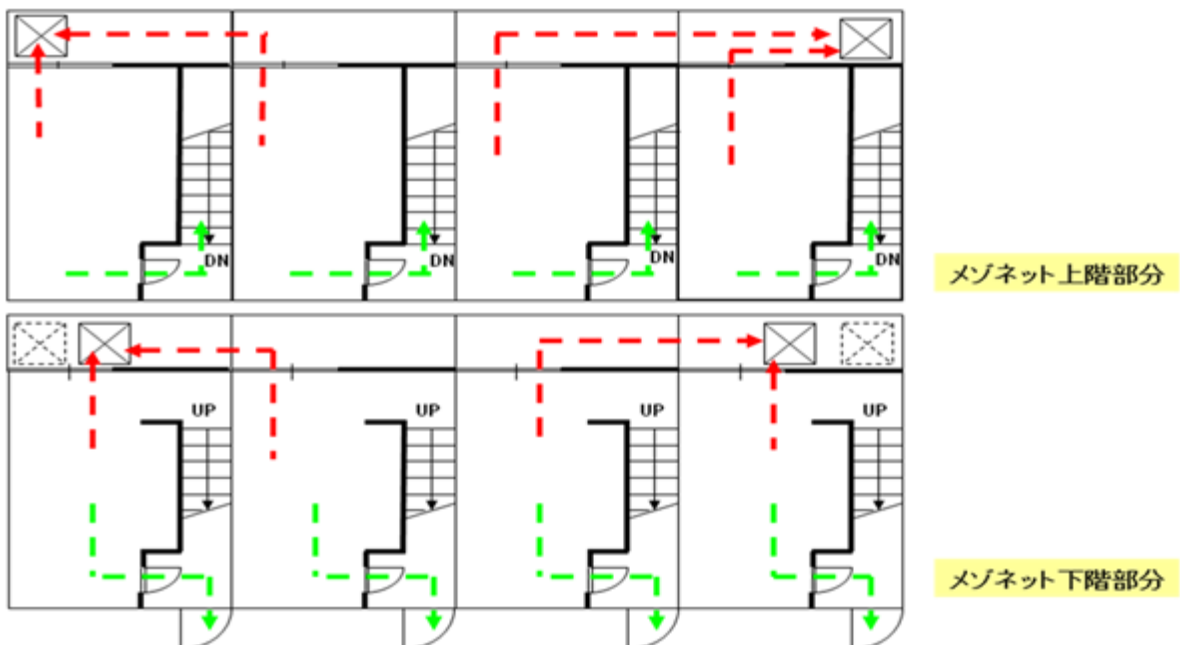


- イ 避難階における「避難経路」は次図に示す例によるものであること。  
なお、管理室及び共用室は、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない場合に限り、2以上の異なった「避難経路」を確保しなくてもよいものとする。





ウ メゾネット型住戸等における「避難経路」は階ごとに二方向避難を確保するもののほか、主たる出入口が共用部分に面して存しない階（例えばメゾネット上階部分）については、次図に示す例によるものであること。



(4) 廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設置することができること。

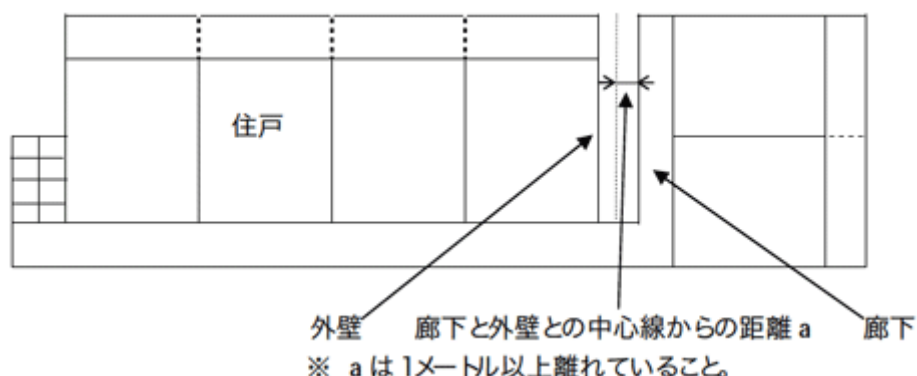
## 2 開放型特定共同住宅等について

構造類型告示第4に規定する「開放型特定共同住宅等」については、それぞれ次によること。

ア 廊下の開放性について（開放性の検証等についてはすべて有効幅員とすること。

なお、階ごとに構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)又は同第4第2号(4)イ(ロ)のいずれかにより、検証すること。)

構造類型告示第4第2号(1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1メートル以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取り扱うものであること。適用例を次図に示す。



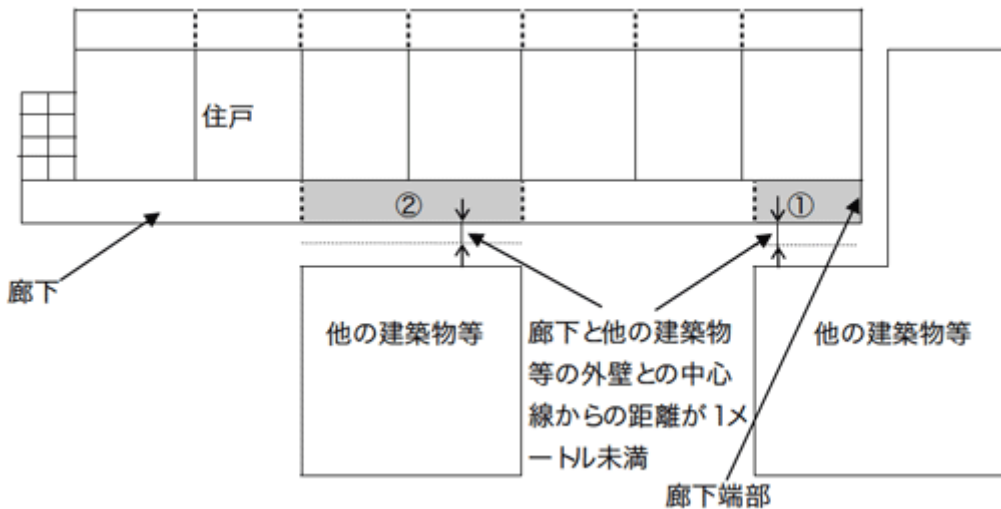
また、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が避難階に存する場合又は住戸等が存しない階にあっては、当該規定を適用しない。

なお、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満であるとき（当該他の建築物等の高さが廊下又は階段室の手すり等の上端より低い場合を除く。以下同じ。）の取り扱いは次のとおりとすること。適用例を次図に示す。

① 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分、若しくは構造類型告示第4第2号(4)イ(イ) dに規

定する風雨等を遮る壁等の部分（以下「閉鎖部分」という。）及びオ.  
 (イ)に示す外気に面しない部分が廊下端部を含む場合は、当該部分が構造類型告示第4第2号(4)ロの規定を満たし、かつ、廊下全体で同第4第2号(4)イ(イ)又は(ロ)の規定を満たす場合にあっては、当該廊下は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取り扱い、かつ、廊下全体で開放廊下の基準に適合しているものとみなす。

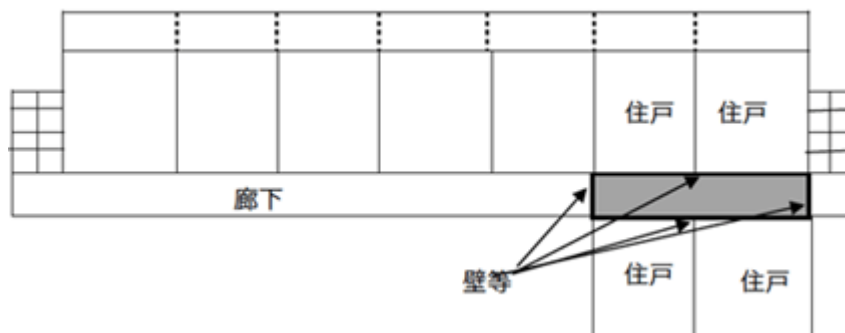
- ② 閉鎖部分及びオ. (イ)に示す外気に面しない部分が廊下端部を含まない場合は、当該部分が構造類型告示第4第2号(4)ロの規定を満たし、かつ、廊下全体で同第4第2号(4)イ(イ)の規定を満たす場合、若しくは廊下全体で同第4第2号(4)イ(ロ)の規定を満たす場合にあっては、当該廊下は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取り扱い、かつ、廊下全体で開放廊下の基準に適合しているものとみなす。



イ 直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下単に「エントランスホール等」という。）が避難階に存する場合にあっては、避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等（就寝又は入浴を伴うものに限る。）から、構造類型告示第4第2号(3)イの規定による避難経路を確保する必要がある。なお、当該避難経路については、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を含むものであること。

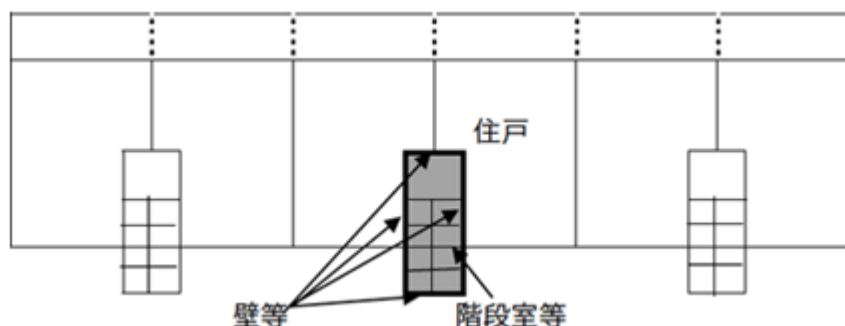
- ウ 直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取り扱いについて  
 (ア) 廊下型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を次図に示す。



(イ) 階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を次図に示す。



エ 開放型廊下の判断基準について

構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の開放型廊下の判断基準の適用及び見付面積として算入する部分については、図10及び図11の例によること。

なお、同号(4)イ(イ)aの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいい、同号(4)イ(イ)cに規定する「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるもの(ルーバーは除く。以下同じ。)は含まないものであること。ただし、さく、金網等の開放性のあるものを設けた場合の、外気に面する開放された

部分の下端の高さは、床面から 1.1 メートルとすること。

また、開放面積は、さく、金網等により閉鎖されている部分の面積を除いた有効面積とすること。適用例を図 12 に示す。

図 10

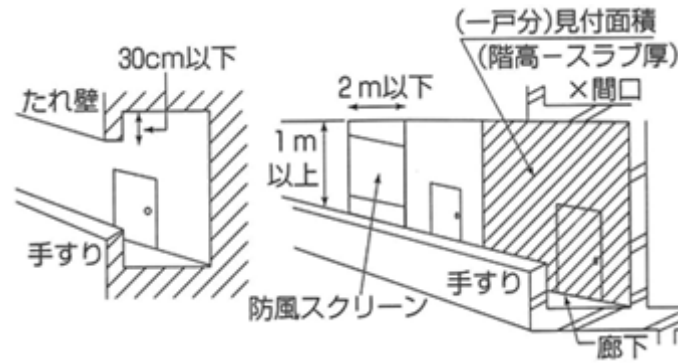
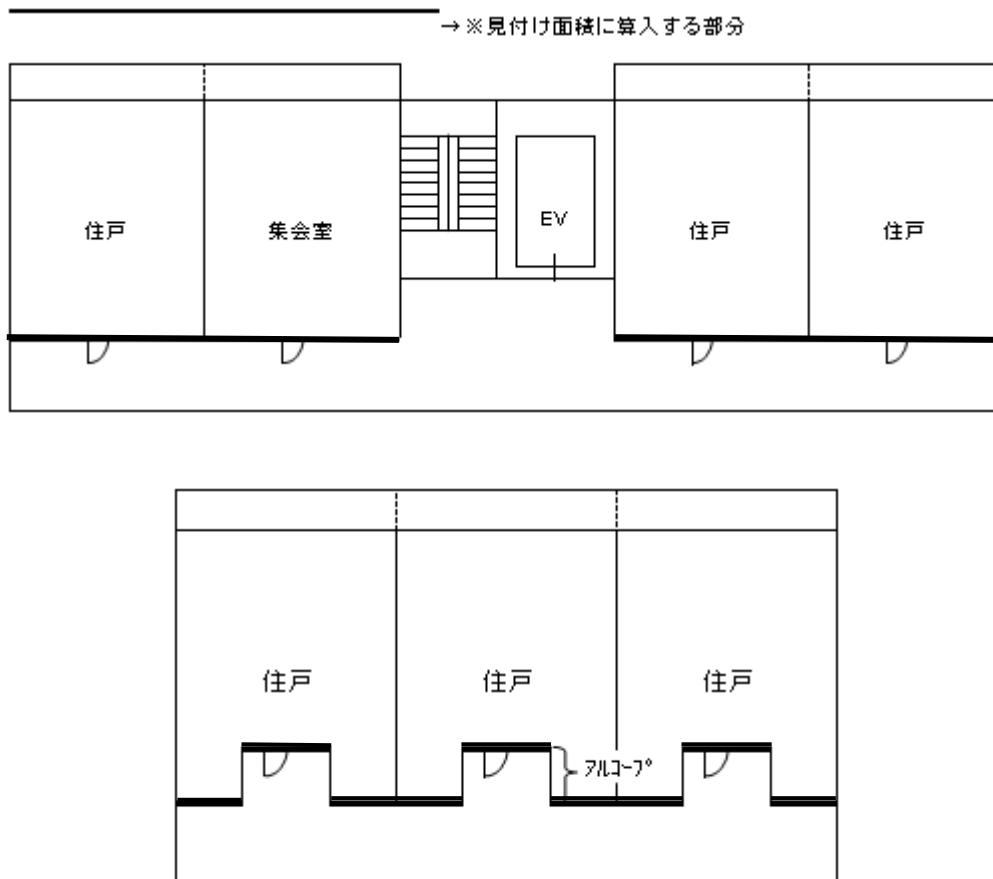


図 11



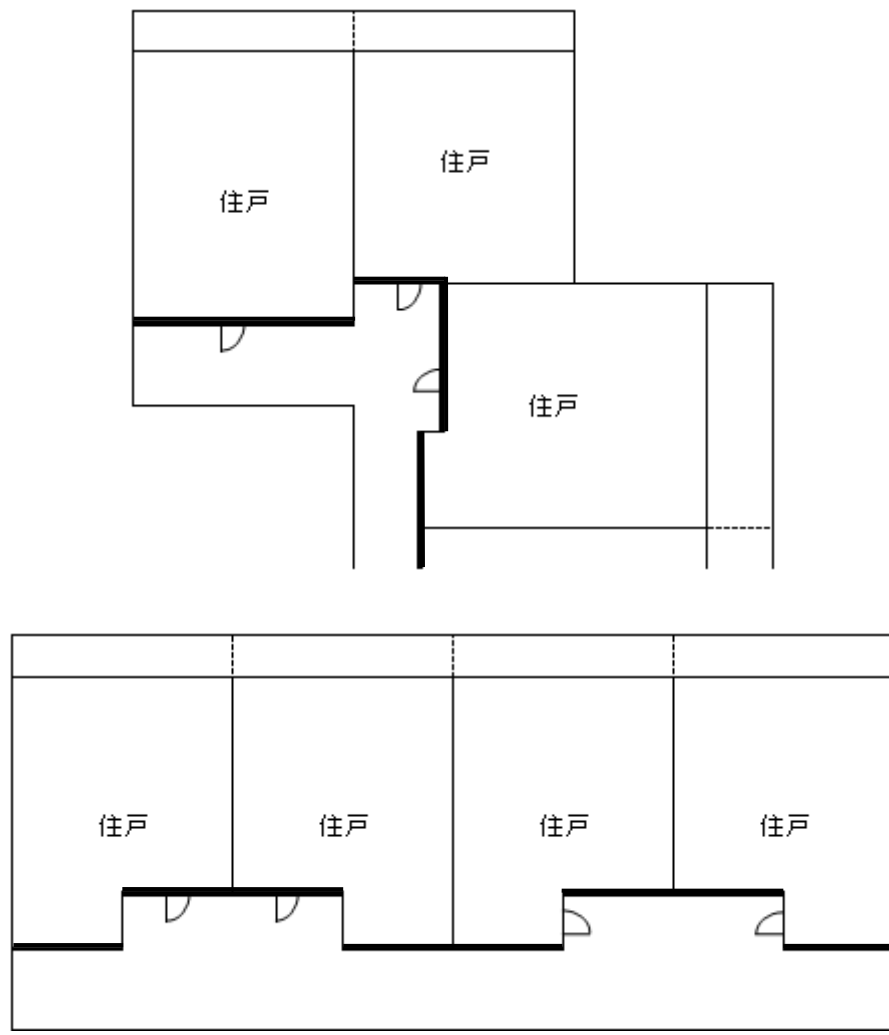
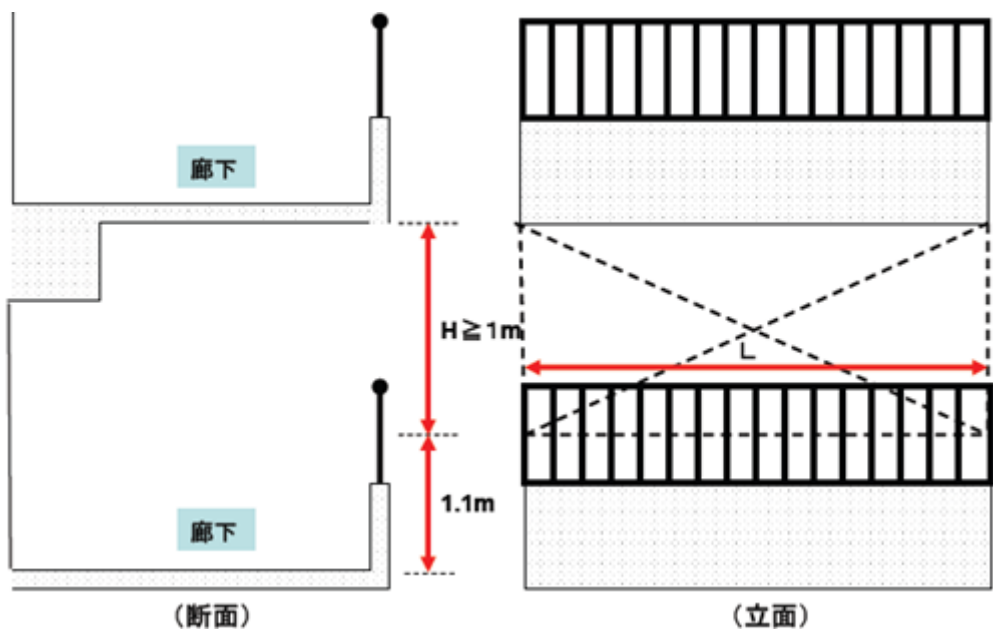
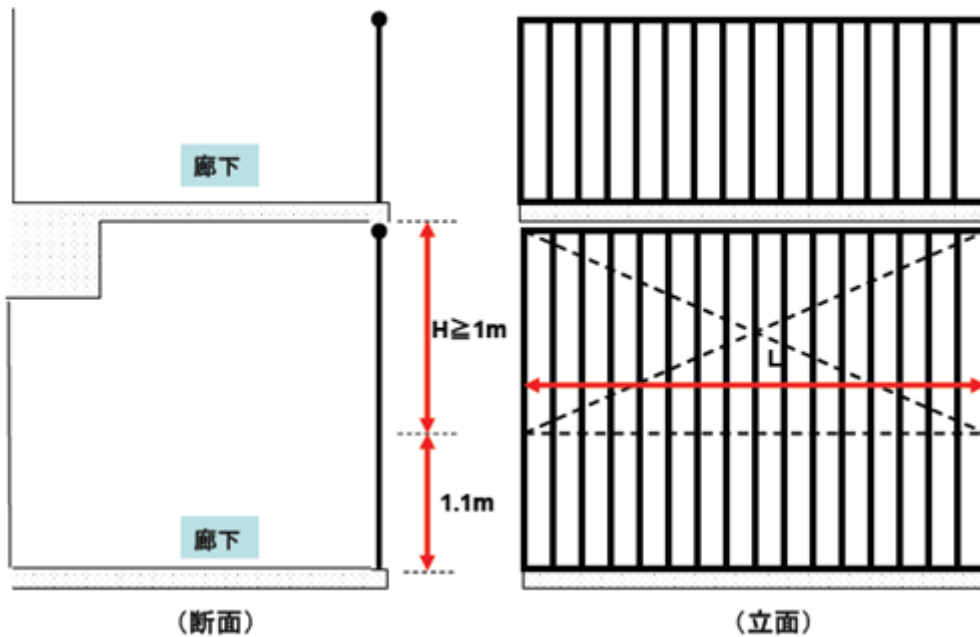


図 12



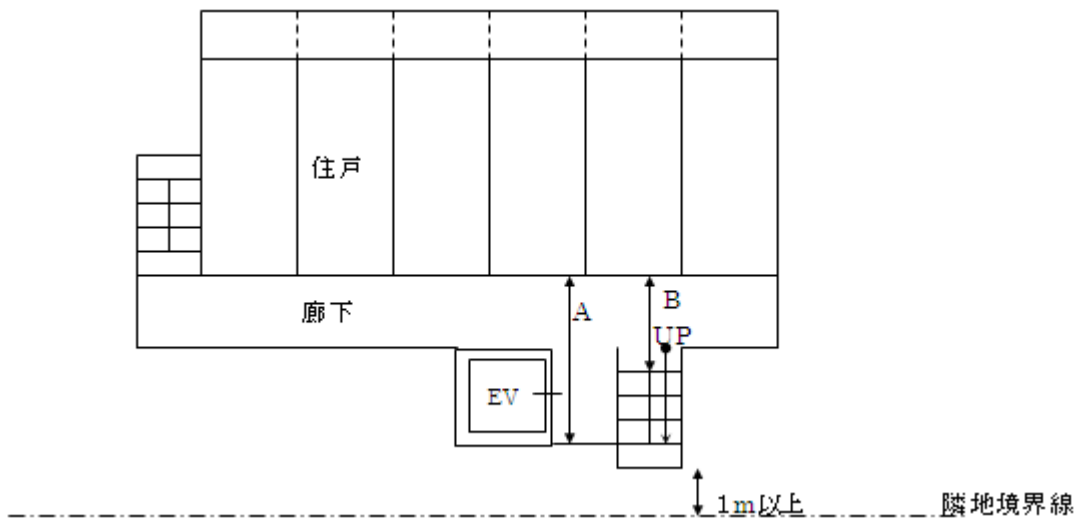


オ 外気に面する部分及び外気に面しない部分

(ア) 特定共同住宅等の廊下における外気に面する部分及び廊下又は階段室等の有効開口部の長さについて

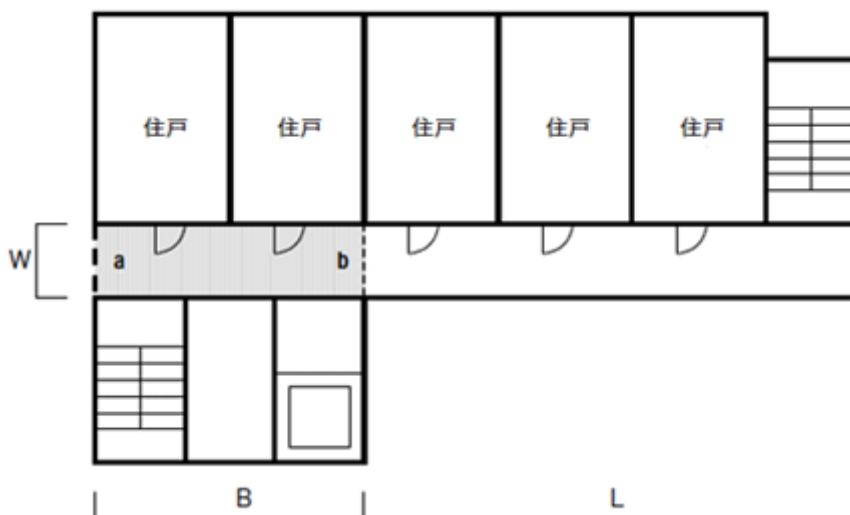
構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aの外気に面する部分及び構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)に規定する煙の降下状況を検証する場合の廊下又は階段室等の有効開口部の長さ(以下「外気に面する部分等」という。)は、第4.2.ア.①及び②に定める閉鎖部分以外の部分のうち、廊下の見付け面積の発生する部分から、直接外気に面する部分までの距離が5メートル以内の部分(次図のA又はBが5メートル以内)をいうこと。

また、屋外階段の上り側の中間踊場部分の開口部は、上記に適合する部分として取り扱って差し支えないこと。ただし、階段の先端から隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から、1メートル以上離れていること。



- (イ) 特定共同住宅等の廊下における外気に面しない部分について  
 構造類型告示第4第2号(4)口の「外気に面しない部分」とは、  
 外気に面する部分等以外の部分及び外気に面する部分等のうち有  
 効開口長さが1メートル未満の部分を行い、特定共同住宅等の同  
 一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の  
 建築物等の外壁との中心線から1メートル以下の位置にあるもの  
 のほか、図13及び図14によること。

図13



a が閉鎖されている場合は網掛けの部分の外気に面しない部分に該当する。



ここで、

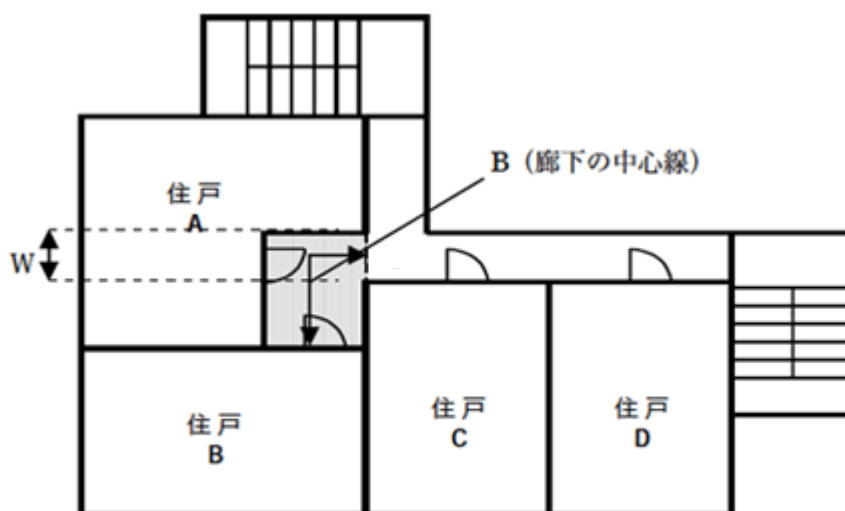
W は、外気に面しない部分の幅員（図 28 において同じ。）

B は、外気に面しない部分の長さ（図 28 において同じ。）

また、a に存する開口部が次の①から③に定める基準のいずれかに適合するときは、a が閉鎖されているものとする。

- ① a に存する開口部の幅 < W
- ② a に存する開口部の上端の高さ < L に存する有効開口部の上端の高さ
- ③ a に存する開口部の下端の高さ > L に存する有効開口部の下端の高さ

図 14



※ 網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

#### カ 煙の降下状況を確認する方法について

構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(ロ)及び同号(5)ロの煙が床面からの高さ 1.8 メートルまで降下しないことを確認する方法は、次の(ア)から(カ)までの手順によること。(次図)

(ア) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を第 3. 2. (2). エ. (イ). ③の式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H} \dots \dots \text{式(3)}$$

(イ) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_p = 0.52A\sqrt{H} \dots \dots \text{式(18)}$$

$m_p$  は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位 キログラム毎秒。以下同じ。）

- (ウ) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$\rho_c = \frac{353}{\left(293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c}\right)} \dots \dots \text{式(19)}$$

$\rho_c$  は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度（単位 キログラム毎立方メートル。以下同じ。）

$A_c$  は構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)及び同号(5)ロの規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積（単位 平方メートル）

- (エ) 廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{\rho_c} \dots \dots \text{式(20)}$$

$V$  は、廊下又は階段室等における熱気流の発生量（単位 立方メートル毎分）

- (オ) 廊下又は階段室等における排煙量を次式により求めること。

① 廊下の場合

$$E = \max \left( 19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L}\right)^2}} \right) \dots \dots \text{式(21)}$$

② 階段室等の場合

$$E = \max \left( 19L(H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L(H_U - H_L)\sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right)$$

.....式(22)

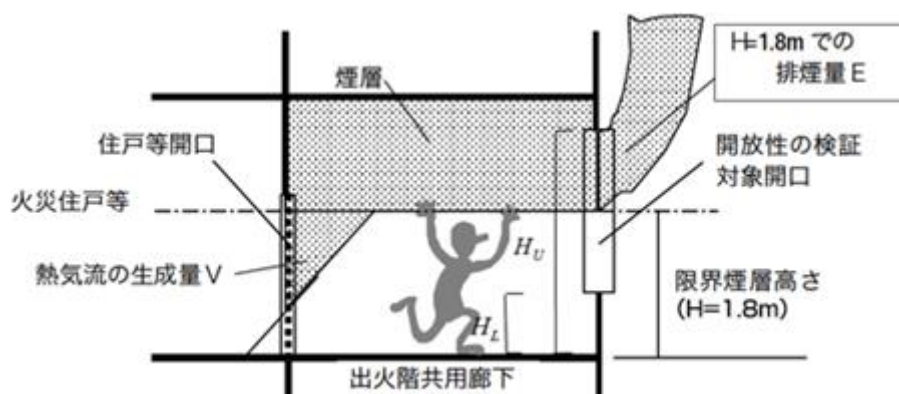
E は、廊下又は階段室等における排煙量（単位 立方メートル毎分）

L は、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位 メートル。ただし、 $L \leq 30$  。キ参照。）

H<sub>U</sub> は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の上端の高さ（単位 メートル）

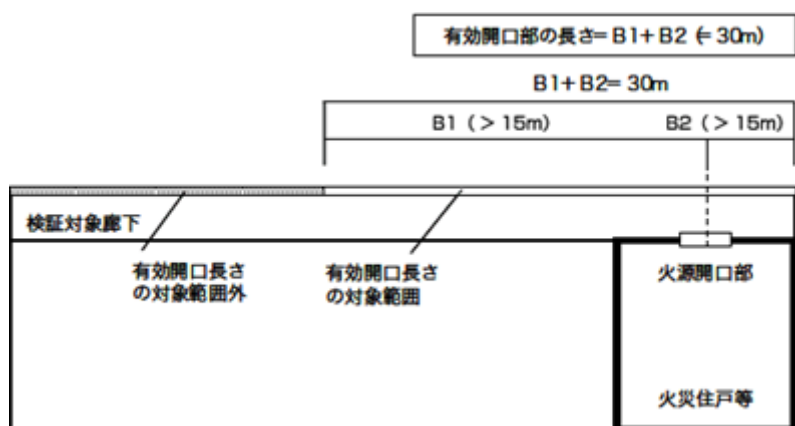
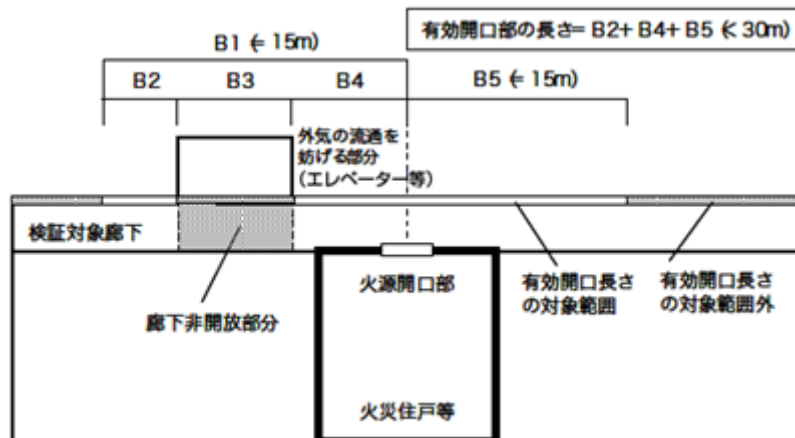
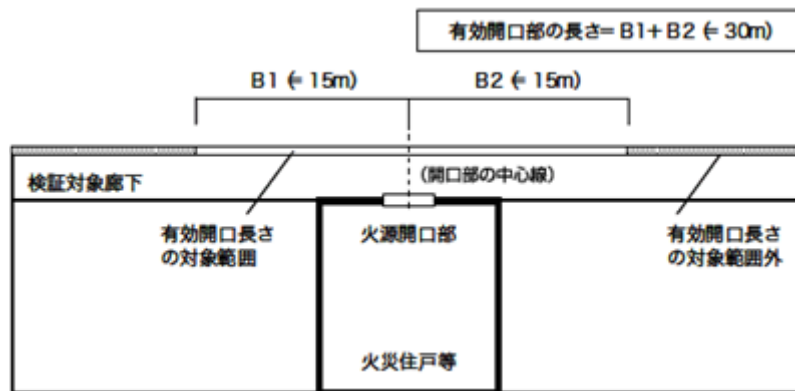
H<sub>L</sub> は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から 1.8 メートル未満の高さにあるものに限る。）の高さ（単位 メートル）

(カ) (エ)で求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が(オ)で求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。



キ 煙の降下状況を確認する方法における廊下又は階段室等の有効開口部の長さについて

オ(ア)に定めるもののほか、「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で 30 メートル以内の部分のことをいい、次図の例によること。



## 第5 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

ては、共住省令第3条第2号及び共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第17号。以下「告示第17号」という。）の規定並びに閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準の例によるほか、次による。

- 1 第2.1に示すメゾネット型住戸等の上階のみが、11階以上の階の規定による場合でも、下階を含めて当該住戸等全体に共同住宅用スプリンクラー設備を設置すること。
- 2 配管の口径について、摩擦損失計算により支障がない場合は、立上り管は50A、自動警報装置二次側は40A及び取り付けヘッド数が1個の時は20Aとすることができる。
- 3 送水口の数は、1とすることができる。
- 4 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11階以上の階の規定により共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、当該階以外の階を補助散水栓により包含した場合、屋内消火栓設備を設置しないことができる。ただし、この場合、補助散水栓の一次側に流水検知装置を設け、加圧送水装置が起動した旨及び使用部分を表示する装置を防災センター等に設けること。
- 5 告示第17号第2第8号の規定にかかわらず、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸等が5未満の場合は、当該住戸等分の容量の非常電源とすることができる。
- 6 住戸、共用室及び管理人室以外の住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する場合は、当該住戸等ごとに制御弁及び自動警報装置を設け、表示装置として住棟受信機に自動警報装置からの起動信号及び制御弁を閉止した場合における信号を当該住戸等ごとに表示すること。この場合、告示第17号第2第13号の規定にかかわらず、表示器を設置しないことができる。

なお、音声警報装置については、告示第17号第2第3号(6)の規定による住戸、共用室及び管理人室以外に設けるものとして取り扱うこと。

## 第6 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、共住省令第3条第3号及び告示第18号の規定並びに自動火災報知設備の基準の例によるほか、次によること。

- 1 配管ピット部分は、共住省令第3条第3項第3号ニ及び告示第18号第3第9号(2)の規定にかかわらず、感知器及び音声警報装置を設置しないことができる。ただし、当該配管ピットが免震ピットを兼ねており、電気配線又は

- オイル配管等が敷設される付近には、感知器及び音声警報装置を設けること。
- 2 直接屋外に面する小規模なゴミ置場は、告示第 18 号第 3 第 9 号(2)の規定にかかわらず、音声警報装置を設置しないことができる。
  - 3 共住省令第 3 条第 3 項第 3 号へに規定する「福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、次のようなものが想定されること。なお、常時福祉施設等に関係者が存する場合は、当該装置を設けないことができる。
    - (1) 住棟受信機が設置されている場合にあっては、福祉施設等において火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう措置されているもの。
    - (2) 福祉施設等部分の感知器、共同住宅用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、関係者等が常時いる場所を登録しているもの。
  - 4 第 5. 6 に定めるところにより住戸、共用室及び管理人室以外の住戸等（福祉施設等を除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、共住省令第 3 条第 4 項第 2 号の規定にかかわらず、当該部分については共同住宅用自動火災報知設備を設置しないことができる。
  - 5 管理人室内の感知器を直接住棟受信機に接続する場合は、住棟受信機において、他の部分の火災表示と区分して、当該管理人室を表示させること。
  - 6 共同住宅用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が 150 平方メートルを超える場合、補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、告示第 18 号第 3 第 5 号(2)の規定にかかわらず、共同住宅用受信機を設置することができる。
  - 7 告示第 18 号第 3 第 6 号(3)に規定する「火災発生時に円滑な対応ができる場合」とは、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を構ずる体制が構築されている場合等をいい、自動火災報知設備の基準（第 2 章第 1 節第 3. 5.(1))を準用する。
  - 8 住戸、共用室又は管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）の音声警報装置は、告示第 18 号第 3 第 9 号(2)ロの規定にかかわらず、共同住宅用自動火災報知設備と連動した令第 24 条の規定に基づく非常警報設備の放送設備とすることができる。

## 第 7 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、共住省令第3条第4号及び告示第19号の規定並びに非常警報設備（非常ベル及び自動式サイレン）の例によるほか、次によること。

- 1 配管ピット部分は、共住省令第3条第3項第4号ハ、告示第19号第3第5号(1)及び同第7号(2)の規定にかかわらず感知器、住戸用受信機及び音声警報装置を設置しないことができる。ただし、当該配管ピットが免震ピットを兼ねており、電気配線又はオイル配管等が敷設される付近には、感知器、住戸用受信機及び音声警報装置を設けること。
- 2 直接屋外に面する小規模なゴミ置場は、告示第19号第3第7号(2)の規定にかかわらず、音声警報装置を設置しないことができる。
- 3 共住省令第3号第3項第4号ニに規定する「福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、第6.3の例によること。
- 4 第5.6の規定により住戸、共用室及び管理人室以外の住戸等（福祉施設等を除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、共住省令第3条第4項第2号の規定にかかわらず、当該部分については住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 5 住戸用自動火災報知設備の感知器を、直接外気に開放されていない共用部分又は住戸、共用室及び管理人室以外の住戸等に設ける場合、告示第19号第3第2号(3)の規定にかかわらず、防災センター等に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続してもよいものとする。この場合、火災表示灯及び音響警報装置については、次によること。
  - (1) 住戸、共用室及び管理人室以外の住戸等ごとに火災表示灯を設置すること。ただし、受信機において、当該住戸等ごとに警戒区域を設定し、受信機において出火室が表示される場合は、火災表示灯を設けないことができる。
  - (2) 直接外気に開放されていない共用部分については、階ごとに、当該共用部分の各部分から一の音響警報装置までの水平距離が25メートル以下となるように設置すること。ただし、当該共用部分で共同住宅用非常警報設備の音響装置の有効範囲にある部分については、音響警報装置を設けないことができる。
  - (3) (2)により、音響警報装置を設ける場合の鳴動方式については、規則第24条第1項第5号ハ又は同項第5号の2ロの規定の例によること。
- 6 住戸用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150平方メートルを超える場合、補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して

有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、告示第19号第3第5号(2)の規定によらず、住戸用受信機を設置することができる。

- 7 住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置し、かつ、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置及び表示灯を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しないことができる。この場合、鳴動方式については5.(3)の規定の例によること。

なお、表示灯の非常電源については設けなくてよいものとする。

## 第8 特例基準

次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 規則第12条第1項第8号に規定する高層建築物、大規模建築物に該当する特定共同住宅等について、監視・制御する設備が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」（以下「ルートBの設備」という。）のみの場合又はルートBの設備以外に連結散水設備（選択弁を設ける場合に限る。）及び非常コンセント設備が設置されるもので、住棟受信機等により、総合操作盤の基準（第4.1）に定める表示、警報及び操作が防災センター等において容易に行えるものにあつては、総合操作盤を設置しないことができる。
- 2 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等の階で、共住省令第3条第3項第2号の規定により共同住宅用スプリンクラー設備又は第3条第4項第1号ロの規定により特定施設水道連結型スプリンクラー設備を屋内消火栓設備が必要となる部分のすべての住戸、共用室及び管理人室に設置した場合は、屋内消火栓設備を設置しないことができる。この場合、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置については、10階以下の階で地盤面からの高さが31メートルを超えない階に存する福祉施設等を、令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして取り扱うことができる。
- 3 共住省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等で、延べ面積が1,000㎡以上の令別表第1(16)項イとなるものであつても、同条第1号の2に規定する住戸利用施設の床面積の合計が1,000㎡未満であるものについては、共同住宅用スプリンクラー設備、連結送水管（共同住宅用連結送水管を含み、加圧送水装置を設けたものに限る。）及び非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備を含む。）に附置する非常電源を非常電源専用受電設備とすることができる。
- 4 「共用部分」に設けられる事務作業を行うスペースを確保するための可動



式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下この4及び5において同じ。）

(1) 共同住宅用自動火災報知設備

次に適合するものについては、音声警報装置を増設しないことができる。

ア 可動式ブース内における音圧が65デシベル以上となることが確認できること。

イ 可動式ブースの床面積は3㎡以下であること。

ウ 可動式ブース内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。

(2) 連結散水設備

次に適合するものについては、散水ヘッドを設置しないことができる。

ア 可動式ブースの床面積は3㎡以下であること。

イ 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。

ウ 可動式ブース外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できること。

エ 可動式ブース内にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）に準じた点検が定期的実施され、適切に維持管理された住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号）に定める基準に適合するものに限る。）が設置されていること。

5 「共用室」の中に設けられる可動式ブース

(1) 可動式ブース（以下のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。以下この5（(3)を除く。）において同じ。）のうち、次のエからキに適合するものについては、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備のスプリンクラーヘッド又は感知器を設置しないことができる。

ア 火気設備等の使用を行うもの

イ 宿泊を目的とするもの

ウ イ以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの

エ 可動式ブースの床面積は3㎡以下であること。

オ 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。

カ 可動式ブース外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できること。

- キ 可動式ブース内にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）に準じた点検が定期的実施され、適切に維持管理された住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号）に定める基準に適合するものに限る。）が設置されていること。
- (2) 前(1)ウの可動式ブース（喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。）のうち、前(1)エからキに適合し、かつ、次に適合するものについては、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備のスプリンクラーヘッド又は感知器を設置しないことができる。
- ア 当該ブースの内部及び外部直近に定期的に点検され、適切に維持管理された煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動するよう措置されていること。
- イ 当該ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。
- ウ 当該ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。
- (3) 可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）のうち、前4(1)アからウに適合するものについては、共同住宅用自動火災報知設備の音声警報装置を増設しないことができる。
- (4) 可動式ブース（喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。）のうち、前(2)に適合するものについては、連結散水設備の散水ヘッドを設置しないことができる。